

公益社団法人福岡県社会福祉士会 代議員選出規程（案）

規程第●号
2026年12月●日制定

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）役員及び代議員選出規則第12条に基づき、代議員選出に関する細目事項を定めることを目的とする。

（代議員数）

第2条 代議員総数は、概ね正会員50人当たり1人とし、次の手順・要領により算出する。

- （1）改選の前年6月1日時点の正会員数を50で除した数とする。
- （2）ただし、前号で算出した数値に小数点以下がある時は、小数点以下を切り捨てた整数とする。

（代議員候補の選出枠と定数）

第3条 代議員の立候補は、次に定める選出枠ごとに行うものとする。

- （1）役員経験者枠 本会の正会員であって、本会の創立後理事または監事としての経験を有する者
- （2）一般会員枠 本会の正会員であって、前号の役員経験者でない者

2 前項の選出枠の定数は、それぞれ概ね半数とし、次のとおり算出する。

- （1）役員経験者枠の定数は、第2条第2号で算出した総数を2で除した数とし、小数点以下がある時は切り上げた整数とする。
- （2）一般会員枠の定数は、第2条第2号で算出した総数から前号の役員経験者枠の定数を差し引いた数とする。

（代議員の選挙区）

第4条 代議員の選挙区は、全県選挙区およびブロック選挙区とし、次のとおり第3条の選出枠ごとに設ける。

- （1）全県選挙区
役員経験者枠から立候補する者を対象とする。
- （2）ブロック選挙区
福岡ブロック選挙区、北九州ブロック選挙区、筑豊ブロック選挙区、筑後ブロック選挙区の4選挙区とする。一般会員枠から立候補する者を対象とし、本人の自宅所在地、自宅が福岡県外にある場合にあっては勤務先の所在地のブロックを選挙区とする。

（選挙区の定数）

第5条 全県選挙区の定数は、第3条第2項第1号で算出した数とする。

2 ブロック選挙区の各ブロック定数は、次の手順・要領で算出した数とする。

- （1）改選期の前年6月1日時点の各ブロックの正会員数を元に、各ブロックの構成比で第3条第2項第2号の定数を比例配分する。
- （2）前号の構成比は、小数第2位（第3位四捨五入）までの数値を用いる。
- （3）第3条第2項第2号の定数に、その構成比を乗じて得た人数の小数第1位を四捨五入した整数を各ブロックの選挙区定数とする。
- （4）前号で算出した各ブロックの定数の合計が、第3条第2項第2号のブロック選挙区全体の定数を超過したときは、最も会員数の多いブロックの定数から超過した分を差し引いて調整し、ブロック選挙区全体の定数を下回った時は、最も会員数の少ないブロックに1人を加算して調整して確定する。

2025-10-17

- 3 選挙管理委員会は、改選前年の8月末までに、全県選挙区の定数、ならびにブロック選挙区においては各ブロックの定数を算出し、その年の10月末までに全正会員に対して定数を公開しなければならない。
- 4 前項の公示は、会報及びホームページで公開するものとする。

(予備代議員)

- 第6条** 本会定款第17条第4項の予備代議員の選出方法・定数は、次のとおりとする。
- 2 予備代議員は、代議員選挙において落選した者のうち、各選挙区で得票数の最も多かった者を第1位の予備代議員として登録するものとし、各選挙区の代議員が欠けたときには繰り上げ当選とする。
 - 3 前項の予備代議員の代議員選挙での得票数が複数名同数あった場合は、選挙管理委員会がくじ引きを行い、優先順位を決定する。
 - 4 代議員選挙で落選者がいなかった選挙区の場合は、予備代議員を選定できないため、その選挙区で代議員が欠けたときは、次期代議員選挙までの間は欠員扱いとする。
 - 5 繰り上げ当選した代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期満了する時までとする。

(代議員立候補者の基礎的要件)

- 第7条** 代議員立候補者の要件は、改選の前年6月1日時点以降正会員であって、次の要件をすべて満たす者とする。
- (1) 国外に在住していないこと。かつ代議員の任期中に国外に在住する予定がないこと。
 - (2) 役員（理事または監事）ではないこと。さらに役員選挙に立候補予定でないこと。
 - (3) 選挙管理委員会の委員ではないこと。

(代議員選挙の公示)

- 第8条** 代議員の選挙は、定款第17条第3項に定めるところにより、改選の前年6月1日時点以降の正会員を対象に、その年の10月末までに選挙管理委員会は代議員選挙の公示を行なう。
- 2 立候補者は、選挙管理委員会が定めた期日までに「立候補届」を郵送（当日の消印有効）により選挙管理委員会へ提出しなければならない。
 - 3 「立候補届」には次に掲げる内容を記載する。
 - (1) 氏名（ふりがな）
 - (2) 会員番号
 - (3) 自宅住所地（市町村名のみ）
 - (4) 勤務先名称及び職種
 - (5) 主な活動歴
 - (6) 立候補理由・抱負
 - (7) 立候補する選挙区

(立候補の受付期間)

- 第9条** 選挙管理委員会は、代議員の立候補受付を改選年の1月上旬から2月10日を期限として、15日間以上20日間以内の期間で定める。これを第一次立候補受付期間と定めて、第8条の公示に明記する。
- 2 選挙管理委員会は、第一次立候補受付を行った結果、立候補数が定数に満たなかった場合は、2月末日までを期限として、第11条により第二次立候補受付を行うことができる。

(代議員候補者の推挙)

- 第10条** 正会員は、代議員としてふさわしいと思う人物を推挙することができる。
- 2 選挙管理委員会は、代議員の立候補受付を受け付ける他、同時に正会員から「代議員候補者推挙届」（以下「推挙届」という。）を前条第1項の第一次立候補受付期限まで受け付ける。
 - 3 前項の推挙届提出に当たっては、必ず被推挙人の内諾を得ておくものとし、所定の推挙書を選挙管理委員会あてに提出するものとする。
 - 4 推挙書には、推薦理由を記載しなければならない。

2025-10-17

- 5 推挙できる候補者は、第4条第1項の全県選挙区1人、各ブロック選挙区1人の計2人までとする。
- 6 推挙者は立候補できない。
- 7 立候補者は推挙することはできない。
- 8 選挙管理委員会の委員は、代議員の推挙者になることはできない。

(立候補の第二次受付)

- 第11条 選挙管理委員会は、第一次立候補受付の結果、立候補者数が定数に満たなかった場合は、2月末日までを期限として第二次立候補受付調整期間を設ける。
- 2 選挙管理委員会は、第10条の推挙届で最も数多く推挙された被推挙人と調整し、立候補を受け付ける。その調整は定数に合致させるものとする。
- 3 立候補者数が定数と合致した場合は、候補者全員を当選とする。

(代議員選挙)

- 第12条 選挙管理委員会は、第一次立候補受付の結果、立候補者数が定数を上回った場合は、当該選挙区ごとに投票を行い、定数までの得票数上位者を当選とする。
- 2 前項の投票は、選挙管理委員会が4月初旬に予め会報及びホームページに掲示し会員に報告し、投票の受付を4月25日までに完了させる。
- 3 第1項の投票手段は、電磁的な方法による投票（電子投票）とする。ただし、書面による投票も可とする。なお、同一人が電子投票と書面投票の両方行った場合、もしくは複数回投票した場合は、選挙管理委員会の受付日時で最後に受付されたものを採用するものとする。
- 4 投票方法は、立候補者の氏名が記入された用紙に、信任する候補者に定数までの数だけ○印等のチェックを入れる形で行い、定数を上回る数のチェックをした場合及びチェックが全く無い場合は、これを無効票とする。

(代議員当選者名簿)

- 第13条 選挙管理委員会は、当選者名簿を5月10日までに作成し、立候補者全員に当落結果を報告する。
- 2 前項の候補者名簿は、第4条第1項で定める選挙区ごとの定数及び立候補者数、ならびに立候補者の氏名とその推薦者の氏名が明記される。
- 3 当選者名簿は、6月中旬までに全正会員に会報及びホームページで公表し通知する。
- 4 選挙管理委員会は、当選者名簿ならびに予備代議員の名簿を6月に開催する定時代議員総会に報告するものとする。

(任期)

- 第14条 代議員の任期は、定款第18条第1項の規定により、代議員選挙による選任後、最初に開催される定時代議員総会の終結の時から2年後に実施される定時代議員総会の終結の時までとする。
- 2 第1項の規定にかかわらず、本会の最初の代議員は、選任の2年後の6月に開催する定時代議員総会の終結の時までとする。

(委任)

- 第15条 この規程に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。
- 2 本規程により、解決できない事態が発生した場合は、理事会の定めるところによるものとする。

(改正)

- 第16条 この規程を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

2025-10-17

附 則

1. この規程は、2026年12月●日から施行する。
2. 本会定款の改正議決とともに本規程も同時に施行されるが、その改正定款の附則第9項に基づき、本規程による代議員選挙を予め実施し、最初の代議員予定者とし選出された者を、本規程施行後の最初の代議員とする。